

令和6年12月13日 公 表
令和7年1月9日 一部変更
令和7年4月11日 一部変更
令和7年4月25日 一部変更
令和7年6月2日 一部変更
令和7年6月30日 一部変更
令和7年7月10日 一部変更

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 -

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,398.5トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0

- 2 -

山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0

- 3 -

三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0

- 4 -

愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ

- 5 -

ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 6 -

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2

- 7 -

神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0

- 8 -

鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8
長崎県	366.6

- 9 -

熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量	2,818.9

- 10 -

の総量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割 当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1